

令和 8 ・ 9 年度
競争入札参加資格審査申請書類
説 明 書
(工事関係)

尼 崎 市
尼崎市公営企業局

本市の競争入札に参加を希望される方は、この説明書に記載した方法で、**申請書類を郵送で提出**してください。

申請書類の作成は、「尼崎市オンライン申請システム」を利用いただき、必要事項を Web 登録のうえ、ダウンロードし、郵送してください。

「尼崎市オンライン申請システム」を利用する場合には、**事前に利用者登録**が必要となります。

すでに利用者登録をされている方は、改めて利用者登録をする必要はありません。お持ちの利用者 ID とパスワードでログインしてください。

(参考)

- ① 市ホームページから「尼崎市オンライン申請システム」へのアクセス方法
トップページ ＞ 市政情報 ＞ オンラインサービス ＞ 尼崎市オンライン申請ポータルサイト
→ 尼崎市オンライン申請ポータルサイトの外部リンク
- ② 「尼崎市オンライン申請システム」の外部リンクがある市ホームページ URL
<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/1026132/1026133.html>
- ③ 「尼崎市オンライン申請システム」の URL
<https://lgpos.task-asp.net/cu/282022/ea/residents/portal/home>

競争入札参加資格審査の申請について

(工事関係)

令和 8・9 年度において尼崎市及び尼崎市公営企業局が発注する工事又は製造の請負等の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する資格の審査を受けようとする方は、次の要領により、競争入札参加資格審査申請書及びその添付書類（以下「申請書類」という。）をそろえて申請してください。今回の登録の有効期限は令和 10・11 年度の有資格者名簿が整備されるときまでです。

なお、登録されても、入札への参加機会が必ずしも保証されるものではありません。

また、業務委託の発注を希望される事業者は、物件の登録手続も行ってください。

この申請は、尼崎市公営企業局への競争入札参加資格審査も兼ねています。尼崎市公営企業局への別途申請は不要です。

1 申請書等の受付期間等

(1) 受付期間

令和 7 年 10 月 6 日（月）から同年 11 月 20 日（木）まで

郵送の場合は、令和 7 年 11 月 20 日（木）の消印があるものまで受け付けます。

(2) 申請方法

申請書類の提出は、原則、郵送（後日のトラブル防止のため、配達証明郵便などの配達記録が残る方法）に限ります。

やむを得ず窓口へ持参される場合は、受付期間中の日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く日の午前 10 時から午後 4 時 30 分まで（正午から午後 1 時までの間を除く）の間に、P5 封筒記載例に従い記入した封筒に申請書類を入れて、提出してください（その場では内容の審査は行いません）。

また、申請書類の作成は、尼崎市オンライン申請システム（以下、「電子申請システム」という。）を利用してください。

「電子申請システム」の画面の案内に従った必要事項の入力（以下、「Web 登録」という。）をしてください。

2 申請書等の送付先

送 付 先 660-8501 尼崎市東七松町 1 丁目 23 番 1 号
 尼崎市 総務局 行政マネジメント部 契約課
 電話番号 06-6489-6236

3 申請者の条件

建設業法第 3 条第 1 項に定める国土交通大臣等の許可を受け、かつ、同法第 27 条の 23 第 2 項に規定する経営事項審査を受けている者のうち次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- ① 健康保険法第 3 条第 3 項に規定する適用事業所の事業主で、尼崎市告示第 112 号の 6 に規定する資格審査の申請の日（以下「申請日」という。）までに同法第 48 条の規定による届出をしていないもの
- ② 厚生年金保険法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項の適用事業所の事業主又は同法第 10 条第 2 項の同意をした事業主で、申請日までに同法第 27 条の規定による届出をしていないもの
- ③ 雇用保険法第 5 条第 1 項の適用事業の事業主で、申請日までに同法第 7 条の規定による届出をしていないもの

4 申請書類等の配布及び作成

(1) 申請書類等の配布

申請書類等の配布は行いません。

また、申請書類以外の競争入札参加資格審査申請書類説明書（以下、「説明書」という。）や電子申請システムのマニュアルは、尼崎市のホームページからダウンロードしてください。

・ホームページ上の場所

トップページ＞産業・ビジネス＞入札・契約＞登録業者名簿＞令和8・9年度における競争入札参加資格審査(業者登録)について

または、次の URL https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/sangyo/nyusatu/toroku_gyosya/1041823.html

電子申請システムでの Web 登録等のインターネット環境が使えない場合には、令和7年10月6日から同年11月20日までの日曜日等を除く日の午前10時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間を除く）の間に、契約課で必要書類の複写用の原稿をお貸ししますので、各自で複写してください。

(2) 申請書類の作成

競争入札参加資格審査申請書（工-1）、業者カード1（工-2）、業者カード2（工-3）、委任状（共-1）の申請書類（以下、「Web 登録申請書類」という。）の作成に当たっては、電子申請システムを利用いただき、Web 登録してください。

Web 登録した申請書類をダウンロードし、印刷のうえ、送付してください。

また、工事経歴書（工-4）、監理・主任技術者名簿（技術職員名簿）（工-5）、主観数値申請書（工-6）、適用除外誓約書（工-7）、登録申請書類チェック票（工-8）、準市内業者調査票（共-2）、市税納付状況確認同意書（法人用）（共-3-1）、市税納付状況確認同意書（個人用）（共-3-2）の申請書類（以下、「エクセル申請書類」という。）は、電子申請システムから、エクセルをダウンロードし、必要事項を入力のうえ、印刷し提出してください。

詳しくは、電子申請システムの競争入札参加資格審査申請 Web 登録操作マニュアル（以下、「Web 登録操作マニュアル」という。）を参照してください。

また、その他に、申請に必要な商業登記簿謄本（法人に限る）、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、納税証明書（国税）等の書類（以下、「添付書類」という。）がありますので、P4「7 提出書類（申請書類）一覧表」を確認し、申請してください。

なお、電子申請システムへ Web 登録しただけでは、申請の受付とはなりませんので、ご注意ください。

(3) 電子システムの利用者登録

電子申請システムを利用する場合には、事前に利用者登録が必要になりますので、利用者 ID（メールアドレス）とパスワードを取得してください。

すでに取得している場合は、お持ちの利用者 ID（メールアドレス）とパスワードをご利用ください。

詳しくは、電子申請システムの利用者登録入力操作マニュアル（以下、「利用操作マニュアル」という。）を参照してください。

5 申請書類の作成から登録完了までの流れ

電子申請システム画面

尼崎市ホームページに電子申請システムへの外部リンクがありますので、今回、申請する資格の種類を選択し、申請手続を開始してください。

(①物件関係、②工事関係、③測量、調査、建築設計及び建設コンサルタント等関係)

Web 登録操作マニュアル P3

Web 登録

電子申請システムへ Web 登録します。

Web 登録操作マニュアル P4～P7

申請内容の登録・申請書類等の印刷

電子申請システムへの Web 登録が終わりましたら、Web 登録申請書類をダウンロードし、片面印刷してください。

Web 登録操作マニュアル P8～P11

エクセルのダウンロード・書類印刷

エクセル申請書類は、電子申請システムからダウンロードし、必要事項を入力のうえ、印刷して提出してください。

Web 登録操作マニュアル P12～P13

添付書類の印刷

必要な添付書類を準備し印刷してください。

契約課への申請書類の送付

申請受付期間内に、申請書類を送付してください。

令和 7 年 11 月 20 日の消印があるものまで受け付けます。

資格審査

資格審査の結果、申請書類（Web 登録申請書類、エクセル申請書類、添付書類）の調っていないものや記入内容等に不備があり補正の必要があるときは、申請者に連絡します。

補正されない限り入札参加資格登録することはできません。

登録完了のお知らせ（封筒送付）

有資格者として決定した旨のお知らせ書類を、封筒で令和 8 年 3 月末（予定）に送付します。

6 競争入札に参加することができない者

- ① 契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- ④ 尼崎市暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団又は同条第 5 号に規定する暴力団員若しくは同条第 7 号に規定する暴力団密接関係者（③に該当する者を除く。）
- ⑤ 本市との契約に関して地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で市長が指定する日後 3 年を経過しない者
- ⑥ ⑤に該当する者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- ⑦ 国税（本市内に事業所等を有する者にあつては、市税を含む。）の滞納がある者

7 提出書類一覧表等

(1) 提出書類一覧

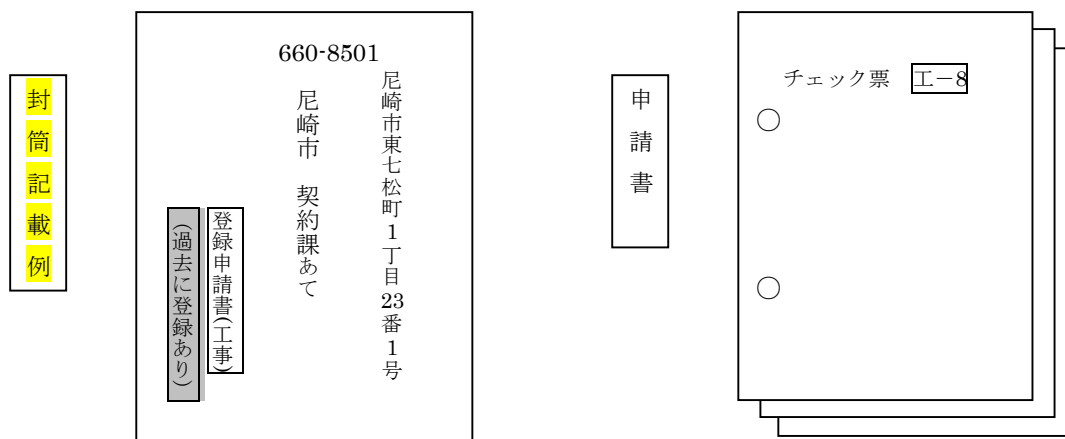
申請内容によっては必ず提出が必要な書類と必要があれば提出する書類がありますのでご注意ください。詳しくは下記を参照してください。

	番号	書 類 名	様式記号	作成方法	様式ページ数
必ず提出が必要な書類	1	長形 3 号封筒（登録済通知用）			
	2	登録申請書類チェック票	工-8	エクセル	P35
	3	競争入札参加資格審査申請書	工-1	Web 登録	P26
	4	業者カード 1	工-2	Web 登録	P27
	5	業者カード 2	工-3	Web 登録	P28
	6	商業登記簿謄本（法人に限る）			
	7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書			
	8	建設業許可済証明書（建設業許可通知書）			
	9	納税証明書（国税）			
	10	工事経歴書	工-4	エクセル	P31
	11	監理・主任技術者名簿（技術職員名簿）	工-5	エクセル	P32
必要があれば提出する書類	12	主観数値申請書	工-6	エクセル	P33
	13	適用除外誓約書	工-7	エクセル	P34
	14	委任状	共-1	Web 登録	P29
	15	準市内業者調査票	共-2	エクセル	P36～P37
	16	身分証明書			
	17	市税納付状況確認同意書（法人用）	共-3-1	エクセル	P38
		市税納付状況確認同意書（個人用）	共-3-2	エクセル	P39
	18	建設業退職金共済事業加入・履行証明書			
	19	長形 3 号封筒（兵庫県電子入札システムの ID・PW 通知用）（新規の方のみ。）			

(工事関係)

(2) 申請書類の提出方法

- ① 申請書類を番号順にそろえて長辺左側に綴じ穴(二つ穴)を開け、折り曲げずに、封書で郵送してください(ファイル等に綴じる必要はありません。また、ホッチキスは使用しないでください。)。
- ② 封筒(角2サイズ)の表には、「登録申請書(工事)」と明記してください。
- ③ 令和6・7年度から継続して登録する場合は封筒に「(継続)」と、過去に登録していた場合は封筒の表に「(過去に登録あり)」と、それ以外の初めて登録する場合は封筒の表に「(新規)」とそれぞれ明記してください。
- ④ 申請書の提出は、原則、郵送(後日のトラブル防止のため、配達証明郵便などの配達記録が残る方法)に限ります。
やむを得ず窓口へ持参される場合は、令和7年10月6日から同年11月20日までの日曜日等を除く日の午前10時から午後4時30分まで(正午から午後1時までの間を除く)の間に下記封筒記載例に従い記入した封筒に申請書類を入れて、提出してください(その場では内容の審査は行いません。)
- ⑤ 工事以外にも物件や測量等も併せて申請される方は、必ず物件、工事、測量等ごとにそれぞれ個別の封筒に入れて各申請書類を提出してください(物件、工事及び測量等の3件を同時に申請する場合は、個別の3つの封筒に入れてください。)。まとめて郵送される場合は、物件、工事、測量等ごとに作成された複数の封筒を大きな封筒にまとめて封入のうえ、郵送してください。
- ⑥ 行政書士等が複数の事業者に係る登録申請を同時に行う場合は、各事業者ごとに申請書類を分別し、それぞれ封筒に入れ、各個別の封筒には事業者名及び②、③の記載事項を記入のうえ、大きな封筒にまとめて封入のうえ郵送してください。



(3) 提出に当たっての注意事項

- ① 申請書は、令和7年11月20日付消印分までを受け付けます。それ以降の日付の消印があるものは受け付けません。やむを得ず持参される場合も、受付期間を経過したものは申請できませんのでご注意ください。
- ② 申請書類(Web登録申請書類、エクセル申請書類、添付書類)が調っていないものや記入内容等に不備があり補正の必要があるときは、申請者に連絡します。補正されない限り入札参加資格登録することはできません。
- ③ 資格審査の結果、無資格者と決定した場合は、後日、申請書類を返還します。

8 提出書類作成要領

1. 尼崎市ホームページに電子申請システムへの外部リンクがありますので、次の箇所から Web 登録及びエクセルのダウンロードを行ってください。

- ① 市ホームページから「尼崎市オンライン申請システム」へのアクセス方法
トップページ > 市政情報 > オンラインサービス > 尼崎市オンライン申請ポータルサイト
→ 尼崎市オンライン申請ポータルサイトの外部リンク

- ② 「尼崎市オンライン申請システム」の外部リンクがある市ホームページ URL
<https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/1026132/1026133.html>

- ③ 「尼崎市オンライン申請システム」の URL
<https://lgpos.task-asp.net/cu/282022/ea/residents/portal/home>

【電子申請システム】 尼崎市オンライン申請システム(尼崎市オンライン申請ポータルサイト)
トップページ > 事業者向け手続き > 産業・ビジネス > 入札・契約・事業者募集 >
競争入札参加資格審査申請 > 競争入札参加資格審査申請 (工事関係)

2. Web 登録に当たっての注意事項

- (1) 入力文字について

システムのデータの関係上、高、濱、邊、邊、齋、齊、瀬、ゞなどの字が使用できません。システムエラーが生じた時は、高、浜、辺、斉、瀬などの字に修正させていただくことになりますので、ご了承ください。

- (2) 文字の字数制限や全角・半角などの文字の指定をしていますので、画面の案内に従って、入力してください。

- (3) 「地域コード」の入力欄については、次の選択肢から選んでください。

地域コードの用語説明

地域コード	用語の説明
1 市内業者	市内業者とは、法人の場合は「尼崎市内に本社・本店を有している者」を、個人事業者の場合は「尼崎市内に住所及び主たる事業所を有している者」を指します。
2 準市内業者	準市内業者とは、「尼崎市外に本社・本店を有している者で、尼崎市内に支店・営業所・出張所・工場等を有し、現に人員を配置し事業活動を行っている者」を指します。
3 市外業者	市内業者・準市内業者以外

- (4) 登記簿上と実質上の本社所在地が異なる場合は、「本社の所在地」の入力箇所に、所在地の前に、(登記簿上) と入力してください。

実質上の所在地については、「本社所在地と実質上の本社所在地が異なる場合の実質上の本社の所在地」の入力箇所に、所在地の前に、(実質上) と入力してください。

入力例

(登記簿上) 尼崎市東七松町 1 - 2 3 - 1

(実質上) 尼崎市東七松町 2 - 4 - 1 6

(工事関係)

- (5) 「商号又は名称」の入力箇所の法人の種類は、次のとおり入力してください。
- | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|-----------|--------|
| 株式会社 | → (株) | 有限会社 | → (有) | 合資会社 | → (資) |
| 合同会社 | → (同) | 協同組合 | → (協組) | 協業組合 | → (業) |
| 一般財団法人 | → (一財) | 公益社団法人 | → (公社) | 企業組合 | → (企) |
| 医療法人 | → (医) | 公益財団法人 | → (公財) | 特定非営利活動法人 | → (特非) |
| 社会福祉法人 | (福) | | | | |
- (6) 「尼崎市及び尼崎市公営企業局と契約する商号等」については、見積・入札・契約等の行為を行う者を会社の代表者からそれ以外の者（支店・営業所の長等）に委任する場合は受任者名を、委任しない場合は競争入札参加資格審査申請書の申請者名（本社の代表者）を入力してください。
- (7) 「企業規模」の入力箇所については、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第2条第1項の規定による「中小企業者」に該当する場合は、1 中小企業者を選択してください。そうでない場合は「2 中小企業者以外」を選択してください。P23 の^{参考3}「企業規模に関する記入上の注意事項」を参照ください。
- (8) 資本・人的関係等について、「1 資本関係」「2 人的関係」「3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合」は、その会社名を入力してください。
- 令和8・9年度競争入札参加有資格者名簿（工事）に登録予定のものに限ります。（本市の令和6・7年度競争入札参加有資格者名簿（工事）をご参照ください。）
- P18 から P22 まで「資本関係・人的関係等のある会社に係る記入上の注意事項」^{参考2}をご参照ください。

3. 申請書類について、次のとおり提出してください。

Web 登録及びエクセルへの入力に当たっては、案内に従って入力してください。

「令和8・9年度登録申請書類チェック票」^{工-8}の番号順に記載しています。（P4・P35 参考）

また、Web 登録の項目一覧と申請書類の様式の関係については、P24 から P29 まで「電子申請システム Web 登録項目と申請書類様式の関係図」^{参考4}をご参照ください。

エクセルの入力については、P30 から P39 まで「エクセルの入力説明」^{参考5}をご参照ください。

工事関係

「1 長形3号封筒（登録済通知用）」（必須）【添付書類】

令和8・9年度競争入札参加資格審査申請の手續が完了し、有資格者として決定したことを申請者にお知らせするための封筒です。長形3号の封筒の表に送付先の郵便番号、住所、会社名、氏名等を記入し、封筒の表の左下に「（登録済通知用）」と赤字で明記し、110円切手を貼ってください。

なお、料金後納郵便の封筒を使用される場合は、差出有効期間が令和8年5月31日まで有効であることを確認してください。

全ての申請者が対象です。※必ず用意してください。

「2 登録申請書類チェック票」^{工-8}【エクセル申請書類】

① **書類が調ったら、当該チェック票にて最終確認（必ず、提出書類について「チェック欄」□にチェック）を行ってから封筒に入れてください。**

② **今回の申請が、令和6・7年度から継続して登録する場合には下の該当欄「1」、過去に登録していた場合には「2」、それ以外の初めて登録する場合には「3」の、いずれか該当する番号に○を記入してください。**

(工事関係)

③ 一番下の申請者（商号又は名称）欄は空白とせず、必ず記入してください（押印は不要です。）。

④ 申請書類を郵送の際は、このチェック票の順番にして封筒に入れてください。

「3 競争入札参加資格審査申請書」**工-1**【Web 登録申請書類】

① 「競争入札参加資格審査申請書」**工-1**の日付は、申請書類の発送日を記入してください。

「4 業者カード1」**工-2**【Web 登録申請書類】

① 登録を希望する業種が複数ある場合には、第1順位から第6順位までの欄に入力してください。
P17 登録コード（工事）**参考1**をご参照ください。

なお、登録後は、希望業種の順位の変更や追加は、認めません。

② 「経営規模」の、「直近の経審の審査基準日」、「営業年数（年）」、「自己資本額（千円）」、「直前2（3）年間平均完成工事高（千円）の合計」、「1級技術者（人）」、「2級技術者（人）」「その他の技術者（人）」、「監理技術者資格者証保持者（講習受講）（人）」は、提出される経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書から転記入力してください。

「建設業に従事する従業員数（人）」については、常時雇用の職員数を記入してください（ただし、臨時雇用職員は含めず。）。

提出される経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、P9「7 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」において、具体的に説明していますので、必ずご確認ください。

③ 「主観数値」欄には、P10「1 2 主観数値申請書」**工-6**において申請する項目の「1あり」・「2なし」を選択入力してください。

主観数値加算申請の対象者は、**市内業者に限定**しています。

「5 業者カード2」**工-3**【Web 登録申請書類】

① 「5 業者カード2」**工-3**の右上の**商号又は名称**には、押印不要です。

② 「尼崎市及び尼崎市公営企業局との契約等に使用する印鑑の届」欄
角印、又は、丸印だけでも可能です。

「6 商業登記簿謄本（法人に限る）」【添付書類】

① 法人の場合のみ「**履歴事項全部証明書**」を提出してください。

② 申請日現在発行後3か月以内のもの。写しでも可とします。

(工事関係)

「7 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」について

- ① 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（以下「経審結果通知書」という。）は、**審査基準日が令和6年9月30日以降のもので、直近のもの**を提出してください。
- ② 提出するものは「経営状況分析終了通知書」ではありませんのでご注意ください。
- ③ Web 登録により作成した「業者カード1」**工-2**中の「経営規模」欄及び「登録を希望する業種及び総合評点（客観数値）等」欄には、「建設業に従事する従業員数」の項目を除き、すべてこの通知書から転記入力されているか確認してください。
- ④ この競争入札参加資格審査の申請時点で、未だ審査基準日が**令和6年9月30日**以降の**経審結果通知書**が届いていない場合には、次のようにしてください。（注「経営状況分析」を申請中の者と前年度の経営事項審査の結果のない者は対象となりません。）
 - ・**前決算年度分の「経審結果通知書の写し」**を提出してください。登録を希望する「工事業種コード」は、申請中の経営事項審査に基づいて入力し、「建設業許可コード」及び「経審総合評点（客観数値）」は、提出する直近の「経営事項審査結果通知書の写し」に基づいて入力してください。
また、「経営規模」の、「直近の経審の審査基準日」、「営業年数（年）」、「自己資本額（千円）」、「直前2（3）年間平均完成工事高（千円）の合計」、「1級技術者（人）」、「2級技術者（人）」「その他の技術者（人）」、「監理技術者資格者証保持者（講習受講）（人）」についても同様に、提出する直近の「経営事項審査結果通知書の写し」に基づいて入力してください。
- ⑤ **新規事業者等で、前決算年度分の「経審結果通知書の写し」を提出することができない方は、Web登録において0を入力し、その理由及び申請中である旨等を記載した申立書（様式は問いません。）を提出してください。**
- ⑥ **経審結果通知書の提出がない場合や提出された経審結果通知書の有効期限が切れた場合につきましても、入札等に参加することができませんので、新しい経審結果通知書が届き次第、速やかに写しを提出してください。**
- ⑦ 「10 工事経歴書」**工-4**及び「11 監理・主任技術者名簿（技術職員名簿）」**工-5**は申請中の新しい経営事項審査に基づくものを提出してください。
- ⑧ 直近の経営事項審査を受けた際、社会保険等に未加入で、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況が「無」となっている者で、この競争参加資格審査を申請するまでに雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入した場合は、それぞれの事実を証明する書類を提出してください。
詳しくは、P13「13 適用除外誓約書」**工-7**を参照してください。

「8 建設業許可済証明書（建設業許可通知書）」【添付書類】

登録を希望する工事業種にかかる建設業の許可の直近の状況が分かるもの。写しでも可とします。
ただし、更新してすぐの場合は、建設業許可通知書の写しでも可とします。

「9 納税証明書(国税)」【添付書類】

- ① 国税については、申請日現在3か月以内に税務署長が発行した国税の納付に関する納税証明書、すなわち、法人の場合は、「法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（法人用）」（納税証明書「その3の3」）を、個人の場合は、「申告所得税及び復興特別所得税と消費税

(工事関係)

及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（個人用）」（納税証明書「その 3 の 2」）を提出してください。

- ② 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律等の規定に基づく、納税の猶予許可期間中の事業者である場合には、納税証明書「その 3 の 3」または「その 3 の 2」に代えて、納税の猶予期間中であることがわかる書類を提出してください。

書類例 1) 納税証明書「その 1」（納税の猶予中であることが明記されているもの）

書類例 2) 「納税の猶予許可通知書」

- ③ 納税証明書は、写しの提出も可とします。

「10 工事経歴書」**工-4**【エクセル申請書類】

- ① 本市に登録を希望する工事業種についての工事経歴書は、直近の経営事項審査申請時に提出した工事経歴書の写しを提出してください。

- ② 「10 工事経歴書」**工-4**を作成の上、提出することも可

- ③ 過去 2 年間の決算期内に着工した完成工事及び未完成工事で着手中の主なものを記載したもの（必要に応じ 5 年以内の工事の記載可。）。

- ④ 「工事概要」欄は、「岸壁基礎築造工事」「鉄骨鉄筋○階建工事」等簡単に書いてください。

「11 監理・主任技術者名簿（技術職員名簿）」**工-5**【エクセル申請書類】

- ① 「11 監理・主任技術者名簿」**工-5**により作成してください。（必要事項が記載されていれば独自様式も可とします。）

なお、「11 監理・主任技術者名簿」**工-5**の記入要領は、同提出書類に記載しています。

- ② 「11 監理・主任技術者名簿」**工-5**に代えて、直近の経営事項審査申請時に提出した「技術職員名簿」の写しの提出も可とします。この場合、監理技術者資格者証保持者がわかるように印を入れ、監理技術者資格者証保持者の合計人数を 1 枚目に記入してください。

- ③ 技術職員数が多い（300 人以上）場合は、兵庫県内の公共工事に従事することが可能な技術職員の名簿の提出でも可。ただし、1 枚目に技術職員及び監理技術者資格者証保持者の全員の数を記入し、「4 業者カード 1」**工-2**中「経営規模」欄の経営規模に記載する技術者の数及び監理技術者資格者証保持者数と一致させてください。

「12 主観数値申請書」**工-6**【エクセル申請書類】

尼崎市及び尼崎市公営企業局では、工事の指名競争入札に参加させるべき者を選定する場合、発注しようとする建設工事の種類及び設計金額に応じて、必要とする等級に格付した者の中から選定を行っています。

この等級格付は、経営事項審査結果の数値（以下「客観数値」という。）に、P11 表（主観数値の種類と点数）に定める場合の数値（以下「主観数値」という。）を加え、又は減じた数値（以下「総合数値」という。）により行っています。（詳しくは「尼崎市建設業者等級別格付基準」を尼崎市ホームページで参照してください。）

主観数値加算申請の対象者は、市内業者に限定しています。

(工事関係)

主観数値の種類と点数

項 目		添付書類	主観数値
(1) ISO9000 シリーズ	・ JISQ9001 (ISO9001) を本店及び支店等営業所全てが取得	I S O規格の登録証の写し	10 点
(2) ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21	・ JISQ14001 (ISO14001) を本店及び支店等営業所全てが取得	I S O規格の登録証の写し	10 点
	・ エコアクション 21 を本店又は支店等営業所全てが取得	エコアクション 21 の登録証の写し	
(3) 障害者雇用	・ 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第 4 3 条に基づく障害者雇用義務がある者で、障害者雇用率が、同法施行令に定める率（法定雇用率）以上である者	障害者雇用状況報告書の写し	10 点
	・ 同法に基づく障害者雇用義務がない者で、障害者を雇用している者	身体障害者手帳又は療育手帳の写し並びに健康保険又は賃金台帳等の写し	
(4) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録	・ 神戸保護観察所に協力雇用主として登録した者	神戸保護観察所が発行した「協力雇用主の登録に関する証明書」（様式第 3 号）	5 点 (※)
(5) 上記 (4) に加え、保護観察対象者等を雇用	・ 神戸保護観察所に協力雇用主として登録した上で、保護観察対象者等を前年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において 3 ヶ月以上雇用した者	神戸保護観察所が発行した「保護観察対象者等雇用に関する証明書」（様式第 2 号）	10 点
(6) 災害時応援協定の締結	・ 尼崎市と災害時の応援協定を締結し、市が実施する訓練に参加した者	災害時応援協定書の写し（組合等で締結している場合は組合員名簿等も添付）	5 点
(7) 尼崎市男女共同参画推進事業者として認定	・ 尼崎市男女共同参画推進事業者として認定された場合	尼崎市男女共同参画推進事業者認定証の写し	5 点
(8) 若年技術職員の育成及び確保（若年技術職員が 15% 以上）	・ 若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計の 15% 以上の場合	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	5 点
(9) 若年技術職員の育成及び確保（新たな若年技術職員が 1% 以上）	・ 1 年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の 1% 以上の場合	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し	5 点
(10) 健康経営銘柄又は健康経営優良法人に認定	・ 経済産業省が実施する「健康経営銘柄」又は「健康経営優良法人」の顕彰制度において、認定された場合（令和 8 年 3 月認定分）	日本健康会議から発行される認定証の写しなど	5 点
(11) 入札参加停止	・ 前年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）中に尼崎市指名停止基準に基づき 1 事案で 6 ヶ月以上の指名停止を受けた場合	尼崎市で減点するため、申請の必要はありません。	△10 点

(工事関係)

主観数値の加算申請をする者は、次の要領により申請してください。

- 主観数値の加算の対象になるのは、尼崎市の市内に主たる事務所を有する工事業者 **(市内業者)のみです。準市内業者、市外業者は対象となりません。**
市内業者とは、法人の場合は「尼崎市内に本社・本店を有している者」を、個人事業者の場合は「尼崎市内に住所及び主たる事業所を有している者」を指します。
詳しくは、P6 地域コードの用語説明参照してください。
- 主観数値の加算申請は、必ず申請しなければならないものではありませんので、加算を希望する方は申請してください。加算申請を認定した場合には5点から65点までの点数を客観数値に加算し、その加算後の総合数値により格付します。
主観数値の加算申請を希望する方は「**12 主観数値申請書**」**工-6**の中ほどにある「主観数値の加算申請」の「申請欄」の申請する項目に○印を記入してください。
- 主観数値の加算事由が消滅したときは、直ちに届け出てください。その時点で加算は終了します。
- 今回の加算申請で認定を受けた者は、加算事由消滅の届出がない限り、令和8・9年度の2年間有効加算されます。
- 令和8・9年度の競争入札参加資格を得た後、新たに主観数値の加算事由が生じた場合等については、随時申請することが可能です。
- 主観数値の加算の期間は、加算申請を認定した日の翌月からその事由が消滅した日又は競争入札参加資格の有効期間が満了した日までのいずれか早い日までです。したがって、過去に認定されていた者についても、今回の申請で主観数値の加算を希望する者は、改めて申請が必要となります。

【各項目の補足説明】

- 「(3) 障害者雇用」において、法に基づく障害者雇用義務がない者で、会社代表者本人が障害者であつても障害者を雇用していない場合は該当とはなりません。
- 「(4) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録」及び「(5) 上記(4)に加え、保護観察対象者等を雇用」については、法務省神戸保護観察所の発行する「協力雇用主の登録に関する証明書」又は「保護観察対象者等雇用に関する証明書」(いずれも原本)が必要です。神戸保護観察所から証明書を取得するには、本市ホームページの、[トップページ](#) > [市政情報](#) > [申請書ダウンロード](#) > [入札\(申請書\)](#) > [主観数値加算認定申請書](#)のページの「協力雇用主の登録に関する証明書」、「保護観察対象者等雇用に関する証明書」に必要事項を記載したうえ、神戸保護観察所へ申請してください。
詳しくは、神戸保護観察所までお問い合わせください。神戸保護観察所 電話 078-351-4004
※「(4) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録」への5点加算については、「(5) 上記(4)に加え、保護観察対象者等を雇用」で10点を加算された者には加算されませんのでご注意ください。
- 「(6) 災害時応援協定の締結」で申請する方は、添付書類等の欄に加盟している業者団体名を記載してください。
- 「(10) 健康経営銘柄又は健康経営優良法人に認定」の加算期間は、それぞれの認定されている期間が満了した時点までとなりますのでご注意ください。この項目について申請される方は、令和

(工事関係)

8年3月認定分についても、取得状況を報告していただきますようお願いいたします。

「1.3 適用除外誓約書」**工-7**【エクセル申請書類】

社会保険等への加入状況を確認するため、健康保険法第48条若しくは厚生年金保険法第27条又は雇用保険法第7条に規定する届出の義務を有しない者は、この適用除外誓約書を提出してください。

◎社会保険等の加入状況確認方法について

社会保険等への加入状況については、経審結果通知書の、「その他の審査項目（社会性等）」の「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金加入の有無」欄がいずれも「有」又は「除外」となっている場合に申請を受け付けます。

なお、直近の経営事項審査を受けた際、雇用保険・健康保険・厚生年金保険の加入状況が「無」となっている者で、この競争参加資格審査を申請するまでに雇用保険・健康保険・厚生年金保険に加入した場合は、それぞれの事実を証明する書類（以下のいずれかの書類）を添付してください。

- ・「健康保険・厚生年金保険」領収証書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」社会保険料納入証明書の写し
- ・「健康保険・厚生年金保険」資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
- ・「雇用保険」領収済通知書の写し及び「雇用保険」労働保険概算・確定保険料申告書の写し
- ・「雇用保険」雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）の写し

「1.4 委任状」**共-1**【Web 登録申請書類】

- ① 見積・入札・契約等の行為を行う者を会社の代表者からそれ以外の者（支店・営業所の長等）に委任する場合に作成してください。

委任しない場合（この競争入札参加資格審査申請書の申請者（本社の代表者）本人が見積・入札・契約等を直接行う場合）は、委任状の作成は必要ありません。

その場合であっても、ダウンロードした書類には委任状が出力されますが、提出は不要です。

- ② 委任状は、委任者欄に委任する者（競争入札参加資格審査申請書の申請者）になっているか、受任者欄に委任される者（支店・営業所の長等）になっているか確認してください。

委任者の印は実印を押印してください。

受任者の印鑑は必要ありません。受任者が使用する印鑑は、「5 業者カード2」**工-3**の使用印鑑の欄に押印してください。

- ③ 日付は申請書と同じ日を記入してください。

「1.5 準市内業者調査票」**共-2**【エクセル申請書類】

- ① 地域コードが「2 準市内業者」の方は、この調査票を作成してください。

尼崎市内に本社・本店を有している市内業者は、作成の必要はありません。

準市内業者とは、「尼崎市外に本社・本店を有している者で、尼崎市内に支店・営業所・出張所・工場等を有し、現に人員を配置し事業活動を行っている者」を指します。

詳しくは、P6 地域コードの用語説明を参照してください。

「1.6 身分証明書」【添付書類】

- ① 個人事業者の場合は、身分証明書又は「契約の締結及びその履行に当たり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する」旨を記載した医師の診断書を提出してください。

- ② 申請日現在発行後3か月以内のもの。写しで可とします。

(工事関係)

- ③ 身分証明書は、次の書類を提出してください。

・本籍地の市町村役場で交付される「禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない。」「後見の登記の通知を受けていない。」「破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていない。」「(外国籍の場合は、「法務局から、成年被後見人・被保佐人の登記がなされていないことの通知を受けている」) ことの証明

「17 市税納付状況確認同意書」共-3-1又は共-3-2【エクセル申請書類】

本市では、新型コロナウイルス感染症対策を機に窓口の混雑緩和策を行っており、本申請における、本市内に事業所等を有する事業者の、市税の滞納の有無の確認方法につきましても、原則来庁が不要な「同意書方式」を導入していますので、ぜひ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

- ① 国税の納税証明書のほか、尼崎市に納税されている市内業者及び準市内業者の方は、**市税納付状況確認同意書**の提出が必要です。

市内業者及び準市内業者について、詳しくはP6 地域コードの用語説明を参照してください。

- ② **法人事業者の場合は共-3-1に、個人事業者の場合は共-3-2に**、所在地や商号、代表者名等の必要事項を記入のうえ、「同意する」又は「同意しません」のいずれかの前の□を塗りつぶして、尼崎市税の課税及び納付状況等について尼崎市長が調査することについて同意するか否かについて意思表示してください。

- ③ 同意する場合について

市税の納付状況の確認を行わせていただき、未納がなければ、入札参加資格登録を行います。

本市における確認の結果、未納があった場合は、入札参加資格登録はできませんので、同意書の提出に先立ち、市税の未納がないよう、完納していただいたうえで同意書を提出してください。

市税の納付状況の確認の結果、未納のあった場合は、未納分を完納していただいたうえで税務管理課窓口担当（市役所本庁南館2階）で、入札参加登録申請用の「市税に未納の税額がないことの証明書」（証明書に「尼崎市入札用」のゴム印の押されたもの。一通300円の手数料が必要です。）の交付を受け、契約課まで提出してください。（証明書の提出がない場合、入札参加資格登録はできません。）

- ④ 同意しない場合について

市税の課税の有無にかかわらず、税務管理課窓口担当（市役所本庁南館2階）において、入札参加登録申請用の「市税に未納の税額がないことの証明書」（証明書に「尼崎市入札用」のゴム印の押されたもの。一通300円の手数料が必要です。）の交付を受け、競争入札参加申請書とともに提出してください。（提出がない場合、入札参加資格登録はできません。）

※「市税に未納の税額がないことの証明書」の申請手続における注意点

納付から概ね2週間以内に申請される場合、納付確認が困難なため、「市税の未納がないことの証明書」の交付を受ける際、納付をした事実が分かる書類として、証明窓口に領収書（写し）をお持ちください。（詳細は税務管理課窓口担当までお問い合わせください。）

「18 建設業退職金共済事業加入・履行証明書」【添付書類】

建設業退職金共済制度に加入している事業主は、建設業退職金共済事業加入・履行証明書（令和6年度に発行されたものでも可）を添付してください。

「19 長形3号封筒（兵庫県電子入札システムのID・PW通知用）（新規の方のみ。）」【添付書類】

過去に兵庫県電子入札システムにおけるIDとパスワードの発行を受けたことがない申請者に対し、IDとパスワードをお知らせするための封筒です。

長形3号の封筒の表に送り先の郵便番号、住所、会社名、氏名等を記入し、封筒の表の左下に「(ID・PW通知用)」と赤字で明記し、110円切手を貼ってください。

なお、本市では、予定価格が130万円を超える工事に係る競争入札については、原則として電子入札により行っています。

「過去に登録あり」で申請される方で兵庫県電子入札システムのIDとパスワードを紛失した場合は、本件申請手続とは別に、本市ホームページの、トップページ＞市政情報＞申請書ダウンロード＞入札（申請書）＞ID・パスワード再発行申請書に掲載している再発行申請書にて再発行の手続をお願いします。

9 競争入札参加有資格決定後の注意事項

令和8・9年度の競争入札参加有資格者の決定を受けられた方で、登録後、次に掲げる事項に変更が生じる場合、又は営業を休止、若しくは廃止されるときは、直ちにその旨を本市指定の様式（本市ホームページの、トップページ＞市政情報＞申請書ダウンロード＞入札（申請書）から入手してください。）を用いて契約課へ必ず提出してください。

- 1)商号又は名称 2)所在地 3)代表者職氏名 4)使用印鑑 5)受任者
6)建設業許可 7)電話番号・FAX番号 8)メールアドレス

なお、今回提出された「経審結果通知書」は、審査基準日から1年7か月を経過したときは無効となりますので、再度提出してください。

登録後は、希望業種の順位の変更や追加は、認めませんのでご注意ください。

10 その他

- ① 契約課へ申請書類一式を郵送した後に、申請した内容を変更する必要がある場合は、契約課に電話連絡（06-6489-6236）してください。
- ② 添付書類として、個人番号（マイナンバー）が記載された書類を提出する場合は、該当箇所を付箋で隠してコピーするなど、個人番号（マイナンバー）が判読できないようにしてください。

(工事関係)

メ 毛

登録コード (工事)

コード	
1	土木一式工事
2	建築一式工事
3	大工工事
4	左官工事
5	とび・土工・コンクリート工事
6	石工事
7	屋根工事
8	電気工事
9	管工事
10	タイル・れんが・ブロック工事
11	鋼構造物工事
12	鉄筋工事
13	舗装工事
14	しゅんせつ工事
15	板金工事
16	ガラス工事
17	塗装工事
18	防水工事
19	内装仕上工事
20	機械器具設置工事
21	熱絶縁工事
22	電気通信工事
23	造園工事
24	さく井工事
25	建具工事
26	水道施設工事
27	消防施設工事
28	清掃施設工事
29	解体工事

資本関係・人的関係等のある会社に係る記入上の注意事項

「4 業者カード2」(工-3)の「資本関係・人的関係等のある会社」の欄については、令和8・9年度競争入札参加有資格者名簿(工事)に登録予定のもののみ記入してください。(本市の令和6・7年度競争入札参加有資格者名簿(工事)をご参照ください。)

1 資本関係について

○親会社、子会社の定義

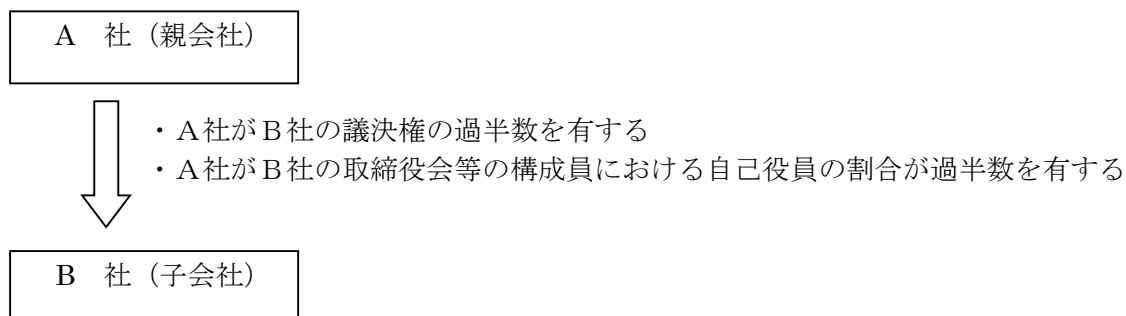
会社法第2条第3号及び第4号に規定する親会社・子会社をいいます。

なお、対象となる親会社・子会社は、令和8・9年度競争入札参加有資格者名簿(工事)に登録予定のものに限ります。

参考までに以下に主な3例を記載します。

例1-1

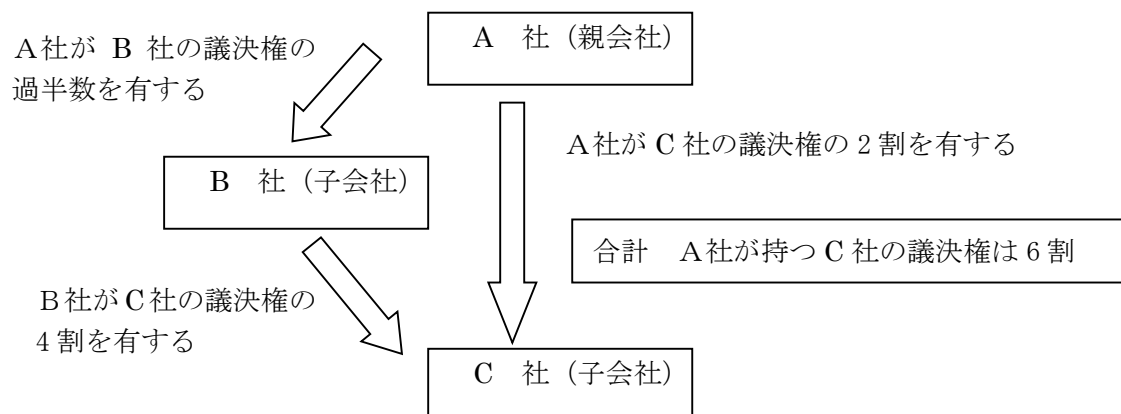
A社はB社の「親会社」、B社はA社の「子会社」の場合



例1-2

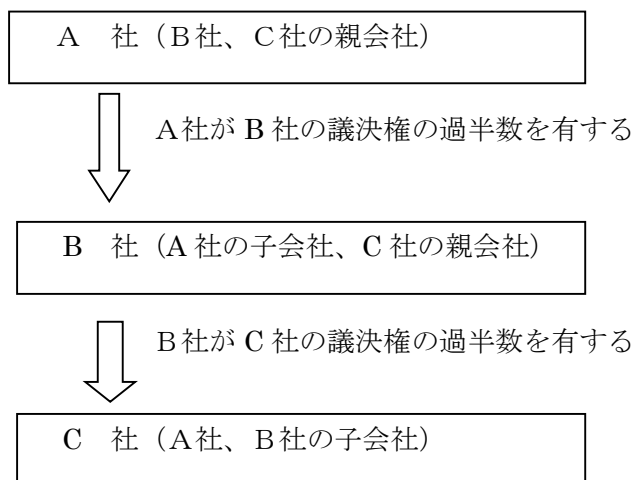
B社はA社の「子会社」であり、「親会社」であるA社及び「子会社」であるB社がC社の議決権の過半数を有する場合

(A社とB社の議決権の合計がC社の議決権の過半数を有する場合)



例 1 - 3

**B社はA社の「子会社」であり、「子会社」であるB社がC社の議決権の過半数を有する場合
(A社はC社の議決権保有数を全く有していない場合)**



2 人的関係について

○役員 の定義

- ①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）（会社法第 349 条第 3 項）
- ②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。）（会社法第 326 条第 1 項）
- ③会社更生法第 67 条 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人
- ④委員会等設置会社における執行役又は代表執行役（会社法第 402 条第 1 項、会社法第 420 条第 1 項）

役員等の兼任状況の記入に当たっての注意事項

※申請者における役職及び兼任先における役職の両方が上記に該当する場合のみ、制限の対象となります。制限の対象となる役員のみ、記入してください。

※役職には、「代表取締役」、「取締役」、「管財人」、「執行役」のいずれかを記入してください。

※役員の名称が上記と異なる場合でも、職務権限等が上記に該当する場合には、上記のうち該当するものを記入してください。

例) 代表取締役社長→「代表取締役」、専務取締役→「取締役」

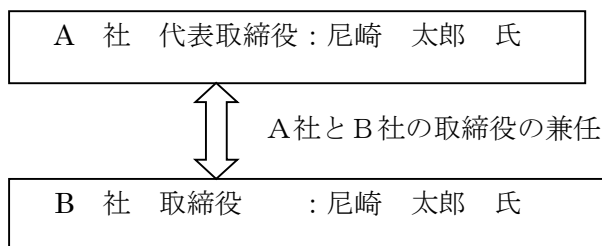
※「取締役」には、社外取締役も含めますが、委員会等設置会社の取締役は含みません。委員会等設置会社における取締役が執行役を兼任している場合には、「執行役」として記入してください。

※「執行役」とは、委員会等設置会社における執行役及び代表執行役を言います。

※「監査役」、「執行役員」などは役員に該当しないため、記入しないでください。特に委員会等設置会社の「執行役」と「執行役員」とは異なりますので、注意してください。

例 2 - 1

A社の代表取締役が、B社の取締役を兼ねている場合



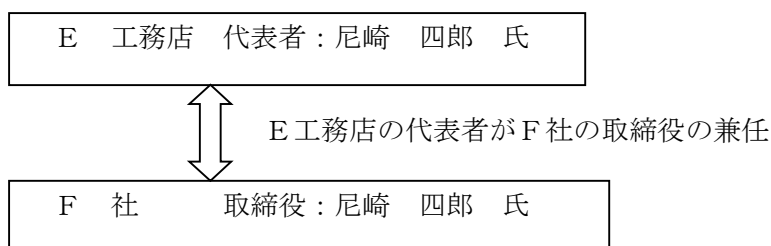
3 その他の入札に適正さが阻害されると認められる場合について

○その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

①上記 1 又は 2 と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合をいいます。

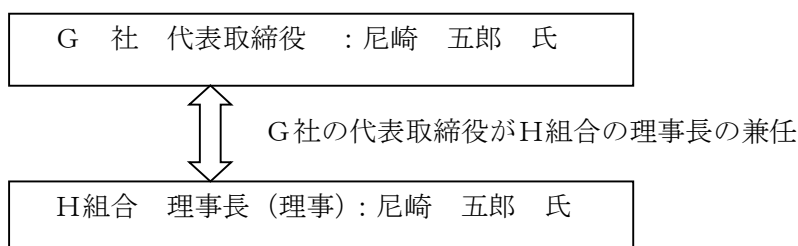
例 3 - 1

E工務店（個人事業者）の代表者が、F社の取締役を兼ねている場合



例 3 - 2

G社の代表取締役が、H組合の理事長（又は理事）を兼ねている場合



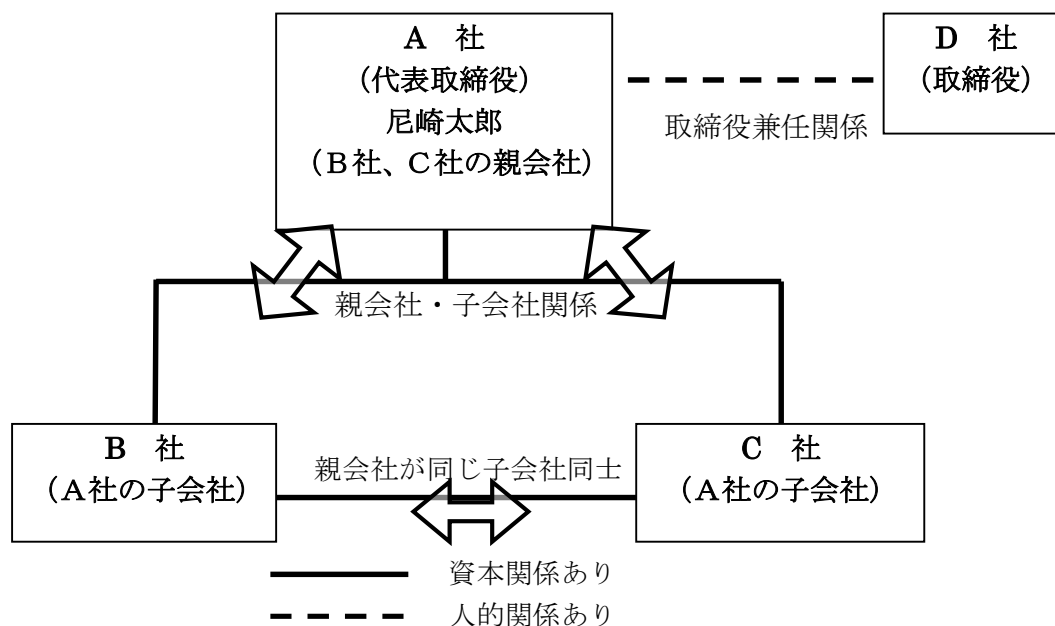
※組合の定義

中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的として設立された組合（中小企業等協同組合法第1条）などをいう。

例 1

A 社（代表取締役 尼崎太郎）は、資本関係がある B 社（代表取締役 尼崎次郎）、C 社（代表取締役 尼崎三郎）を有し、人的関係のある D 社（取締役の兼任）がある場合

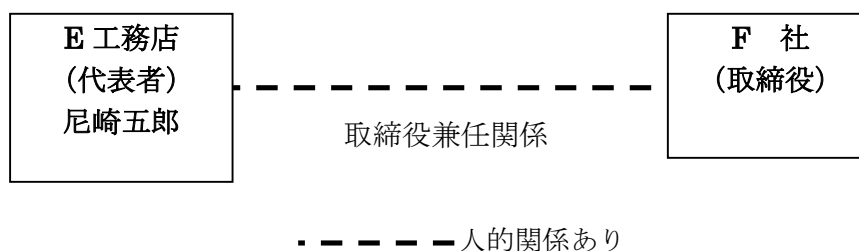
上記記載内容のイメージ図



例 2

E 工務店（代表者（個人事業者）尼崎五郎）は、人的関係のある F 社（取締役の兼任）がある場合

上記記載内容のイメージ図



(工事関係)

○会社法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 ・二 略

三 子会社 会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

三の二 略

四 親会社 株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

四の二 略

○会社法施行規則

(子会社及び親会社)

第三条 法第二条第三号 に規定する法務省令で定めるものは、同号 に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 法第二条第四号 に規定する法務省令で定めるものは、会社等が同号 に規定する株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社等とする。

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の総数に対する自己（その子会社及び子法人等（会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。）を含む。以下この項において同じ。）の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

イ 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定による再生手続開始の決定を受けた会社等

ロ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）の規定による更生手続開始の決定を受けた株式会社

ハ 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定による破産手続開始の決定を受けた会社等

ニ その他イからハまでに掲げる会社等に準ずる会社等

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数（次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。）の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者（当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。）の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1) から (3) までに掲げる者であった者

ハ 自己が他の会社等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 他の会社等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。）の総額に対する自己が行う融資（債務の保証及び担保の提供を含む。ニにおいて同じ。）の額（自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を含む。）の割合が百分の五十を超えていること。

ホ その他自己が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数の割合が百分の五十を超えている場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含み、前二号に掲げる場合を除く。）であって、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当する場合

企業規模に関する記入上の注意事項

中小企業者の定義（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律 第2条）

業 種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員
製造業、建設業、運送業等	3億円以下の会社	300人以下の会社及び個人
卸売業	1億円以下の会社	100人以下の会社及び個人
サービス業	5千万円以下の会社	100人以下の会社及び個人
小売業	5千万円以下の会社	50人以下の会社及び個人

○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

(定義)

第二条

この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第二号の三までに掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の二 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第三号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二の三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって政令で定めるもののうちその直接又は間接の構成員たる事業者の三分の二以上が前各号のいずれかに該当する者であるもの、企業組合並びに協業組合（以下「組合」という。）

2・3 略

○業種分類について

下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第14回改定)をご覧ください、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05index.htm

参考 4

電子申請システムWeb登録項目と申請書類様式の関係図

電子申請システム Web 登録項目

[No1] 担当部署名
[No2] 担当部署の担当者名
[No3] 担当部署の電話番号
[No4] 担当部署のFAX番号
[No5] 整理番号
[No6] 地域コード
[No7] 本社の所在地
[No8] 登記簿上と実質上の本社所在地が異なる場合の実質上の本社の所在地
[No9] 商号又は名称
[No10] 商号又は名称のフリガナ
[No11] 代表者役職名
[No12] 代表者氏名
[No13] 本社の電話番号
[No14] 本社のFAX番号
[No15] 受任者の設定の有無
[No16] 支店・営業所名(受任者を置く場合の支店・営業所名)
[No17] 代表者役職名(受任者を置く場合は受任者職名)
[No18] 代表者氏名(受任者を置く場合は受任者氏名)
[No19] 住所(受任者を置く場合は受任先住所)
[No20] 郵便番号(受任者を置く場合は受任先郵便番号)
[No21] 電話番号(受任者を置く場合は受任先電話番号)
[No22] FAX番号(受任者を置く場合は受任先FAX番号)
[No23] メールアドレス
[No24] 企業規模
[No25] 1 資本関係
[No26] 2 人的関係
[No27] 3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
[No28] 直近の経審の審査基準日
[No29] 建設業許可区分コード
[No30] 営業年数(年)
[No31] 自己資本額(千円)
[No32] 直前2(3)年間平均完成工事高(千円)の合計
[No33] 建設業に従事する従業員数(人)
[No34] 1級技術者数(人)
[No35] 2級技術者数(人)
[No36] その他の技術者(人)
[No37] 監理技術者資格者証保持者(人)
[No38] 建設業許可番号
[No39] 建設業許可年月日
[No40] 工事業種コード(第1順位)

(工事関係)

[No41]	建設業許可コード(第1順位)
[No42]	経審総合評点(第1順位)(客観数値)
[No43]	工事業種コード(第2順位)
[No44]	建設業許可コード(第2順位)
[No45]	経審総合評点(第2順位)(客観数値)
[No46]	工事業種コード(第3順位)
[No47]	建設業許可コード(第3順位)
[No48]	経審総合評点(第3順位)(客観数値)
[No49]	工事業種コード(第4順位)
[No50]	建設業許可コード(第4順位)
[No51]	経審総合評点(第4順位)(客観数値)
[No52]	工事業種コード(第5順位)
[No53]	建設業許可コード(第5順位)
[No54]	経審総合評点(第5順位)(客観数値)
[No55]	工事業種コード(第6順位)
[No56]	建設業許可コード(第6順位)
[No57]	経審総合評点(第6順位)(客観数値)
[No58]	(1) ISO9000 シリーズ
[No59]	(2)ISO14000 シリーズ又はエコアクション 21
[No60]	(3) 障害者雇用
[No61]	(4) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録
[No62]	(5) 上記(4)に加え、保護観察対象者等を雇用
[No63]	(6) 災害時応援協定の締結
[No64]	(7) 尼崎市男女共同参画推進事業者として認定
[No65]	(8) 若年技術職員の育成及び確保(若年技術職員が 15%以上)
[No66]	(9) 若年技術職員の育成及び確保(新たな若年技術職員が 1%以上)
[No67]	(10) 健康経営銘柄又は健康経営優良法人に認定
[No68]	オンライン登録日

工 - 1

整理番号 工事2 [No5] 整理番号

競争入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

尼崎市市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

[No7] 本社の所在地

所在地 [No8] 登記簿上と実質上の本社所在地が異なる場合の実質上の本社の所在地

商号又は名称 [No9] 商号又は名称

代表者役職名 [No11] 代表者役職名

代表者氏名 [No12] 代表者氏名 押印不要

電話番号 [No13] 本社の電話番号

FAX番号 [No14] 本社のFAX番号

令和8・9年度において尼崎市及び尼崎市公営企業局が発注する工事の請負等に係る一般競争入札又は指名競争入札への参加を希望するので、指定の書類を添えて、次の事項について誓約・同意した上、競争入札参加資格の審査を申請します。

- (1) この申請書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないこと。
- (2) 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有していること。
- (3) 市税の納付状況を確認する必要がある場合は、当事業所の市税の納付状況を調査されることについて承諾すること。
- (4) 申請者が尼崎市暴力団排除条例第7条第1項に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)ではないこと。
- (5) 申請者が暴力団等に該当するの否かを確認するために、その役員等(尼崎市事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱又は尼崎市公営企業局事務事業からの暴力団等の排除措置に関する要綱第2条第2号に規定する役員等をいう。)の名簿その他の情報の提供を求めた場合には、申請者は速やかに必要な情報を尼崎市市長又は尼崎市公営企業管理者に提供すること。
- (6) 前号の情報に関して警察署に意見照会すること及び警察署長から得た情報を尼崎市市長又は尼崎市公営企業管理者が他の業務において暴力団を排除するために利用し、他の実施機関に提供すること。
- (7) 申請者が(1)、(2)に違反又は(4)の暴力団等に該当した場合には、競争入札参加資格の取消しその他の本市が行う一切の措置について異議を述べないこと。

この申請内容等について尼崎市から問合せ等連絡をする場合もありますので、担当者名等をご記入ください。

担当部署名	[No1] 担当部署名
担当部署の担当者名	[No2] 担当部署の担当者名
担当部署の電話番号	[No3] 担当部署の電話番号
担当部署のFAX番号	[No4] 担当部署のFAX番号

*業務委託の発注を希望される事業者は、物件での登録手続も行ってください。

(工事関係)

契約課記入欄(ここには記載しないでください。)

【審査】 日付

担当

修正箇所数:

【sys.】 入力

日付

担当

【確認】 日付

担当

E-2

登録業者カード1

整理番号

工事2

[No5]

整理番号

地域コード (市内:1 準市内:2 市外:3)

[No6]

地域コード

本 社	所在地	[No7] 本社の所在地				
		[No8] 登記簿上と実質上の本社所在地が異なる場合の実質上の本社の所在地				
	商号又は名称	[No9] 商号又は名称				
	代表者役職名	[No11] 代表者役職名				
	代表者氏名	[No12] 代表者氏名				
尼 崎 市 及 び 尼 崎 市 公 営 企 業 局 と 契 約 す る 商 号 等	フリガナ	[No10] 商号又は名称 (フリガナ)				
	商号又は名称	[No9] 商号又は名称				
	支店・営業所名	[No16] 支店・営業所名 (受任者を置く場合の支店・営業所名)				
	役職名	[No17] 代表者役職名 (受任者を置く場合は受任者職名)				
	役職者氏名	[No18] 代表者氏名 (受任者を置く場合は受任者氏名)				
	住所	[No19] 住所 (受任者を置く場合は受任先住所)				
	郵便番号	[No20]	企業規模(1中小 2中小以外)	[No24]	建設業許可区分コード	[No29]
	電話番号	[No21]		FAX番号	[No22]	
	メールアドレス	[No23] メールアドレス				

経 営 規 模	直近の経審の審査基準日		営業年数(年)	自己資本額 (千円)	直前2(3)年間平均完成工事高 (千円)
(直近の経営事項審査結果通知書から転記してください。)	[No28]		[No30]	[No31]	[No32]
	建設業に従事する従業員数(人)	1級技術者(人)	2級技術者(人)	その他の技術者(人)	監理技術者資格者証保持者(人)
	[No33]	[No34]	[No35]	[No36]	[No37]

登録を希望する業種及び総合評点(客観数値)等

工事業種コード	第1順位 [No40] 工事業種 コード (第1順位)	第2順位 [No43] 工事業種 コード (第2順位)	第3順位 [No46] 工事業種 コード (第3順位)	第4順位 [No49] 工事業種 コード (第4順位)	第5順位 [No52] 工事業種 コード (第5順位)	第6順位 [No55] 工事業種 コード (第6順位)
建設業許可コード (1:一般 2:特定)	[No41]	[No44]	[No47]	[No50]	[No53]	[No56]
経審総合評定値 (客観数値)	[No42]	[No45]	[No48]	[No51]	[No54]	[No57]

主観数値(尼崎市の市内に主たる事務所を有する工事業業者(市内業者)が対象です。)

主 観 数 値 (※「(4)協力雇用主」への5点加算は、「(5)保護観察対象者等雇用」で10点を加算された者には加算されません。)	(1) ISO9000シリーズ	(2) ISO14000シリーズorエコアクション21	(3) 障害者雇用	(4) 協力雇用主※	(5) 保護観察対象者等雇用
	[No58]	[No59]	[No60]	[No61]	[No62]
	(6) 災害時応援協定の締結	(7) 男女共同参画推進事業者として認定	(8) 若年技術職員が15%以上	(9) 新たに若年技術職員となった者が1%以上	(10) 健康経営銘柄・健康経営優良法人に認定
	[No63]	[No64]	[No65]	[No66]	[No67]

業者カード2

エー3

商号又は名称

1 登録を希望する種類

- (1) [No40] ([No41])
- (2) [No43] ([No44])
- (3) [No46] ([No47])
- (4) [No49] ([No50])
- (5) [No52] ([No53])
- (6) [No55] ([No56])

2 許可番号(第1希望順位のもの)

[No29] 建設業許可区分コード 許可 [No38] 建設業許可番号

3 許可年月日(第1希望順位のもの)

[No39] 建設業許可年月日

【資本・人的関係等】 この欄は、資本関係・人的関係等のある会社について記入してください。 記入に当たっては、「競争入札参加資格審査申請書類説明書」(工事)の[参考2]を参照ください。	①資本関係	[No25] 1 資本関係
	②人的関係	[No26] 2 人的関係
	③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合	[No27] 3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

●尼崎市及び尼崎市公営企業局との契約等に使用する印鑑の届

使用印鑑 見積又は入札等に関して、当該印鑑以外の使用は無効となりますのでご注意ください。 また、「角印」及び「丸印」の両方の印を登録された場合には、使用印鑑として両方の印が必要になります。「角印」もしくは「丸印」の、いずれか1つの印のみで登録することもできます。	角印 丸印 上記の印鑑は令和8・9年度における次の行為に際して使用したいので届け出ます。 1 見積又は入札すること。 2 契約を締結すること。 3 代理人又は復代理人を選任すること。
--	--

共-1

委任状

令和 年 月 日

尼崎市市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

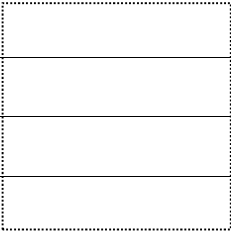
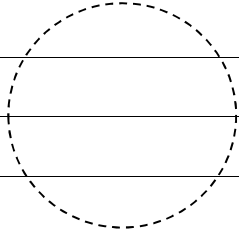
受任者

所在地	[No19] 住所（受任者を置く場合は受任先住所）
商号又は名称	[No9] 商号又は名称
支店・営業所名	[No16] 支店・営業所名（受任者を置く場合の支店・営業所名）
受任者役職名	[No17] 代表者役職名（受任者を置く場合は受任者職名）
受任者氏名	[No18] 代表者氏名（受任者を置く場合は受任者氏名） 押印不要
電話番号	[No21] 電話番号（受任者を置く場合は受任先電話番号）
FAX番号	[No22] FAX番号（受任者を置く場合は受任先FAX番号）

上記の者を代理人と定め、令和8・9年度における次に掲げる行為の一切の権限を委任する。

- 1 見積又は入札すること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 復代理人を選任すること。

委任者

所在地	[No7] 本社の所在地		
商号又は名称	[No9] 商号又は名称		
代表者役職名	[No11] 代表者役職名		
代表者氏名	[No12] 代表者氏名		

実印

(注) 委任者は、競争入札参加資格審査申請書の代表者職氏名と同一のものであること。

エクセルの入力説明

競争入札参加資格審査申請書【工事】

- 1 このファイルをダウンロードして、いったん保存してください。
- 2 下に貴社の情報をご入力ください。

←各シートのこの色に着色した欄に入力してください(全てのシートで同じ。)

本社の情報	記入欄	備考
所在地(登録簿上) ※個人の場合 事業所の住所		(記入例) 尼崎市東七松町1-23-1 * 都道府県名は記入しないでください。 ただし、郡の場合は都道府県名を記入してください。 * 丁目、番、号は「-」を記入してください。(全角) * 法人で登記上の本社所在地と実質上の本社所在地が異なる場合は、両方の所在地を2段書で記入してください。 その際は、それぞれの所在地の前には括弧書「(登録簿上)」 「(実質上)」と記入してください。
(個人の場合のみ) 自宅の住所		(記入例) 尼崎市東七松町1-10-20 * 個人事業主のみ記入してください。 * 居住地の住所を記入してください。
商号又は名称		(記入例) 尼崎市株式会社
代表者職氏名		(記入例) 代表取締役 尼崎太郎 * 代表者職と氏名の間のみ1字空白としてください。 (氏名の間は1字空白とししないでください。)
(個人の場合のみ) 生年月日		(記入例) 昭和52年11月10日
電話番号		(記入例) 06-6489-6236 * 市外局番等は、「()」とせず「-」で記入してください。(半角)

- 3 「1 令和8・9年度 登録申請書類チェック票」エ-8は、申請書類の最終チェックに使用してください。なお、継続して登録する場合は「(継続)」、過去に登録していた場合は「(過去に登録あり)」、それ以外の初めて登録する場合は「(新規)」といずれかの欄に○を必ずつけてください。
- 4 日付欄には、郵送等により発送する日を記入してください。
- 5 エ-4「工事経歴書」は、過去2年以内の経歴を記載してください。なお、直近の経営事項審査申請時に提出した工事経歴書の写しで代用可能です。
- 6 エ-5「監理・主任技術者名簿」は、監理技術者資格者証保持者数を必ず記載してください。この技術者名簿に代えて直近の経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿の写しで代用可能です。その場合、監理技術者資格者証保持者の合計人数を1枚目に記入してください。
- 7 市内事業者又は準市内事業者は、共-3-1(法人用)又は共-3-2(個人用)「市税納付状況確認同意書」を提出していただく必要があります。提出にあたっては、尼崎市税の課税及び納付状況を尼崎市長が調査すること等に、同意するか否かのいずれかにチェックして提出してください。
また、受任者を置く場合には、受任者情報を、共-3-1(法人用)に直接入力してください。
- 8 用紙は、折りたたまないようにお願いします。

工-4

商号又は名称

工 事 経 歴 書

申請者の主な工事経歴

建設業 の種類	注 文 者	元請又は 下請の区 分	工 事 名	工事概要	工事場所のあ る府県(市区 町)名	契約金額 (千円)	着 手 年 月 完成又は完成予定年月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月
							年 月

- 直近の経営事項審査申請時に提出した工事経歴書の写しで代用可能
- 原則として過去2年間の決算期内における完成工事及び未完成工事で着手中の主なものを記載してください。(必要に応じ過去5年以内の工事の記載可)
- 工事概要は、「岸壁基礎築造工事」「鉄骨鉄筋○階建工事」等簡単に書いてください。
- 補強工事で使用した工法を必ず記入してください。(例：耐震補強工事(在来工法))

商号又は名称

監理・主任技術者名簿(技術職員名簿)

[illegible]

記入要領

- 1 この名簿に記載する技術者は、申請者の職員のうち、兵庫県内の公共工事に従事するものが可能な監理技術者・監理技術者補佐・主任技術者を記載してください。
- 2 主監区分欄は、主任技術者 O 監理技術者 1 監理技術者補佐 2 と記載してください。
- 3 生年月日の元号は、明治 M 大正 T 昭和 S 平成 H と記載してください。
- 4 保有する国家資格等欄は、右表のコード番号を記載してください。
- 5 用紙が不足する場合はコピーしてください。
- 6 この技術者名簿に代えて直近の経営事項審査申請時に提出した技術職員名簿の写しで代用可能です。なお、監理技術者資格者証保持者の合計人数を1枚目に記入してください。

●保有する国家資格等コード表

1	一級建設機械施工技士	10	技術士(電気・電子部門)	19	大臣認定者(管)
2	一級土木施工管理技士	11	技術士(機械部門)	20	大臣認定者(鋼構造)
3	一級建築施工管理技士	12	技術士(水道部門)	21	大臣認定者(ほ装)
4	一級電気工事施工管理技士	13	技術士(水産土木部門)	22	大臣認定者(造園)
5	一級管工事施工管理技士	14	技術士(林業部門)	23	その他建設業法、建築士法等 に規定する国家資格
6	一級造園施工管理技士	15	技術士(衛生工學部門)	24	民間資格
7	一級建築士	16	大臣認定者(土木)	25	実務経験者
8	技術士(建設部門)	17	大臣認定者(建築)		
9	技術士(農業部門)	18	大臣認定者(電気)		

監理技術者資格者証保持者数 合計

人

工-6

主観数値申請書

申請日現在における、主観数値の算定に係る状況について、次のとおり申請します。
なお、申請内容は事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 様
尼崎市公営企業管理者 様

所在地:

商号又は名称:

代表者職氏名:

押印不要

●主観数値の加算申請(加算の対象は尼崎市内に本社・本店のある工事業者のみです。

準市内・市外業者は加算できません。)

申請する項目の申請欄に○印を記入し、添付書類を提出する。

項 目		添付書類等	主観数値		申請欄
ISO9000シリーズ	(1) JISQ9001(ISO9001)を本店及び支店等営業所全てが取得	ISO規格の登録証の写し	10点	⇒	
ISO14000シリーズもしくはエコアクション21	(2)-1 JISQ14001(ISO14001)を本店及び支店等営業所全てが取得	ISO規格の登録証の写し	10点	⇒	
	(2)-2 エコアクション21を本店及び支店等営業所全てが取得	エコアクション21の登録証の写し			
障害者雇用	(3)-1 「障害者の雇用の促進等に関する法律」第43条に基づく障害者雇用義務がある者で、障害者雇用率が、同法施行令に定める率(法定雇用率)以上である者	障害者雇用状況報告書の写し	10点	⇒	
	(3)-2 同法に基づく障害者雇用義務がない者で、障害者を雇用している者	身体障害者手帳又は療育手帳の写し並びに健康保険又は賃金台帳等の写し			
保護観察対象者の雇用等	(4) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録した者 ※	神戸保護観察所が発行する「協力雇用主の登録に関する証明書」(様式第3号)	5点	⇒	
	(5) 神戸保護観察所に協力雇用主として登録したうえで、保護観察対象者等を3ヶ月以上雇用	神戸保護観察所が発行する「保護観察対象者等雇用に関する証明書」(様式第2号)	10点	⇒	
災害時応援協定の締結	(6) 尼崎市と災害時の応援協定を締結し、市が実施する訓練に参加した者	災害時応援協定書の写し(組合等で締結している場合は組合員名簿等も添付)	5点	⇒	
尼崎市男女共同参画推進事業者として認定	(7) 尼崎市男女共同参画推進事業者として認定された場合	尼崎市男女共同参画推進事業者認定証の写し	5点	⇒	
若年技術職員	(8) 若年技術職員の人数が技術職員の人数の合計額の15%以上の場合	「経営規模等評価結果通知書」の写し	5点	⇒	
	(9) 1年以内に新たに技術職員となった若年技術職員の人数が技術職員の人数の1%以上の場合	「経営規模等評価結果通知書」の写し	5点	⇒	
健康経営銘柄・健康経営優良法人に認定	(10) 経済産業省が実施する「健康経営銘柄」又は「健康経営優良法人」の顕彰制度において認定を受けた場合(令和7年3月認定分)	日本健康会議から発行される認定証の写し	5点	⇒	

※ 「4 神戸保護観察所に協力雇用主として登録した者」への5点加算については、「5 神戸保護観察所に協力雇用主として登録したうえで、保護観察対象者等を3ヶ月以上雇用」で10点を加算された者には加算されませんのでご注意ください。

工 - 7

適用除外誓約書

以下の理由により、当社は、(健康保険法第48条・厚生年金保険法第27条・雇用保険法第7条)に規定する届出の義務を有する者には該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、誓約します。

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 様
尼崎市公営企業管理者 様

所在地:

商号又は名称:

代表者職氏名:

押印不要

(健康保険・厚生年金保険)

- ☐ 従業員5人未満の個人事業所であるため。
☐ 従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
☐ その他の理由

(例)令和〇〇年〇月〇日、関係機関(〇〇年金事務所〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(雇用保険)

- ☐ 役員のための法人であるため。
☐ その他の理由

(例)令和〇〇年〇月〇日、関係機関(ハローワーク〇〇 〇〇課)に問い合わせを行い判断しました。

(工事関係)

令和8・9年度 登録申請書類チェック票

エー8

工事申請書類			チェック欄		備 考	
番号	書類名	様式記号	ある	不要		
必ず提出が必要な書類	1	長形3号封筒(登録済通知用)		☐	送付先住所等を記入し、110円切手を貼付	
	2	登録申請書類チェック票	エー8	☒		
	3	競争入札参加資格審査申請書	エー1	☐		
	4	業者カード1	エー2	☐		
	5	業者カード2	エー3	☐		
	6	商業登記簿謄本(法人に限る)		☐		(個人は空白のまま)
	7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		☐		
	8	建設業許可済証明書(建設業許可通知書)		☐		
	9	納税証明書(国税)		☐		個人の場合(その3の2) 法人の場合(その3の3)
	10	工事経歴書	エー4	☐		
	11	監理・主任技術者名簿(技術職員名簿)	エー5	☐		
必要があれば提出する書類	12	主観数値申請書	エー6	☐	市内業者で主観数値を申請するもののみ提出	
	13	適用除外誓約書	エー7	☐		
	14	委任状	共ー1	☐	受任者を置かない者は不要	
	15	準市内業者調査票	共ー2	☐	準市内業者のみ(市内業者は不要)	
	16	身分証明書		☐	個人申請者のみ(法人は不要)	
	17	市税納付状況確認同意書	共ー3	☐	市内業者・準市内業者のみ ・法人の場合[共ー3ー1] ・個人の場合[共ー3ー2]	
	18	建設業退職金共済事業加入・履行証明書		☐		
	19	長形3号封筒(電子入札システムのID・PW通知用)		☐	過去に電子入札システムにおけるIDとパスワードの発行を受けたことがない者のみ。 送付先住所等を記入し、110円切手を貼付	

今回の申請は右のどれに当たりますか。 該当するものに○をつけてください。	1	令和6・7年度からの継続登録である
	2	継続ではないが過去に登録したことがある
	3	今回が初めての登録である

この用紙は、上記の番号順に並べ申請書類の一番上に乗せ、折り曲げずに封筒(角2サイズ)に入れて郵送してください。

申請者(商号又は名称) _____ (押印不要)

共－2（表面）

準 市 内 業 者 調 査 票（表面）
申請者（商号又は名称）

尼崎市外に本社、本店を有している者で、下記に該当する者はこの調査票を作成してください。

- 尼崎市内に支店・営業所・出張所・工場・研究所等を有し、現に人員を配置し、事業活動を行っている者。
- ※ 「等」には、寮・社宅・保養所などの福利厚生施設、資材置場などの空地利用的なものなど、事業活動の伴わない施設及び工事や受託業務の現場などを除く。

支店、営業所等の名称	支店、営業所等の代表者・職・氏名	所 在 地	電 話	従事者数	事 業 内 容

- 市内業者は作成する必要はありません。
併せて、市税納付状況確認同意書（[共－3－1]法人用又は[共－3－2]個人用）を提出してください。

共－2 (裏面)

準 市 内 業 者 調 査 票 (裏面)

申請者(商号又は名称)

事務所等 (外部写真)	事務所等 (内部写真)
事務所等の正面から全景 (外部) を撮影したもの (看板が入っており、商号又は名称等の確認ができること) ただし、事務所等がビル内に設けられている場合は、全景 (外部) を 撮影したものでなく、事務所等の入り口付近を正面から撮影したものとします。	

市税納付状況確認同意書（法人用）

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

申請者		
本 社	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	押印不要
	電話番号	
受 任 者 受任者を置かない場合は記入不要	支店・営業所名	
	受任者職氏名	押印不要
	所在地	
	電話番号	

尼崎市競争入札参加資格審査申請に当たり、尼崎市税の課税及び納付状況を尼崎市長が調査すること及び、以下に記載のことについて、

☐ 同意します

☐ 同意しません

いずれかの口を塗りつぶしてください。
※Excelファイルの場合、クリックすると口と■を選択できます。

- 同意する場合について
本市における確認の結果、未納があった場合は、入札参加登録はできませんので、同意書の提出に先立ち、市税の未納がないよう、完納していただいたうえで同意書を提出してください。
市税の納付状況の確認の結果、未納のあった場合は、未納分を完納していただいたうえで税務管理課窓口担当（市役所本庁南館2階）で、入札参加登録申請用の「市税に未納の税額がないことの証明書」（証明書に「尼崎市入札用」のゴム印の押されたもの。一通300円の手数料が必要です。）の交付を受け、契約課まで提出していただきます。（証明書の提出がない場合、入札参加資格登録はできません。）
- 同意しない場合について
市税の課税の有無にかかわらず、税務管理課窓口担当（市役所本庁南館2階）において、入札参加登録申請用の「市税に未納の税額がないことの証明書」（証明書に「尼崎市入札用」のゴム印の押されたもの。一通300円の手数料が必要です。）の交付を受け、競争入札参加申請書とともに提出してください。（提出がない場合、入札参加資格登録はできません。）

※「市税に未納の税額がないことの証明書」の申請手続きにおける注意点
納付から概ね2週間以内に申請される場合、納付確認が困難なため、「市税の未納がないことの証明書」の交付を受ける際、納付をした事実が分かる書類として、証明窓口に領収書（写し）をお持ちください。（詳細は税務管理課までお問い合わせください。）

- ・納税証明書についてのお問い合わせ
税務管理部 税務管理課（窓口担当） 電話 06-6489-6284
- ・入札参加資格審査についてのお問い合わせ
行政マネジメント部 契約課 電話 06-6489-6236

本市では、新型コロナウイルス感染症対策を機に窓口の混雑緩和策を行っており、本申請における、本市内に事業所等を有する事業者の、市税の滞納の有無の確認方法につきましても、原則来庁が不要な「同意書方式」を導入していますので、ぜひ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

税務管理課使用欄						担当確認欄
未納	未納税目（未納がある場合）					
あり	☐ 個人市民税	☐ 償却資産税	☐ 市県民税特別徴収			
	☐ 法人市民税	☐ 軽自動車税	☐ その他			
なし	☐ 固定資産税	☐ 事業所税				

市税納付状況確認同意書（個人用）

令和 年 月 日

尼 崎 市 長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

申請者	
事業所の住所	
自宅の住所	
名称又は屋号	
代表者名	押印不要
生年月日	
電話番号	

尼崎市競争入札参加資格審査申請に当たり、尼崎市税の課税及び納付状況を尼崎市長が調査すること及び、以下に記載のことについて、

☐ 同意します	} いずれかの口を塗りつぶしてください。 ※Excelファイルの場合、クリックすると口と■を選択できます。
☐ 同意しません	

○同意する場合について
本市における確認の結果、未納があった場合は、入札参加登録はできませんので、同意書の提出に先立ち、市税の未納がないよう、完納していただいたうえで同意書を提出してください。
市税の納付状況の確認の結果、未納のあった場合は、未納分を完納していただいたうえで税務管理課窓口担当（市役所本庁南館2階）で、入札参加登録申請用の「市税に未納の税額がないことの証明書」（証明書に「尼崎市入札用」のゴム印の押されたもの。一通300円の手数料が必要です。）の交付を受け、契約課まで提出していただきます。（証明書の提出がない場合、入札参加資格登録はできません。）

○ 同意しない場合について
市税の課税の有無にかかわらず、税務管理課窓口担当（市役所本庁南館2階）において、入札参加登録申請用の「市税に未納の税額がないことの証明書」（証明書に「尼崎市入札用」のゴム印の押されたもの。一通300円の手数料が必要です。）の交付を受け、競争入札参加申請書とともに提出してください。（提出がない場合、入札参加資格登録はできません。）

※「市税に未納の税額がないことの証明書」の申請手続きにおける注意点
納付から概ね2週間以内に申請される場合、納付確認が困難なため、「市税の未納がないことの証明書」の交付を受ける際、納付をした事実が分かる書類として、証明窓口に領収書（写し）をお持ちください。（詳細は税務管理課までお問い合わせください。）

- ・納税証明書についてのお問い合わせ
税務管理部 税務管理課（窓口担当） 電話 06-6489-6284
- ・入札参加資格審査についてのお問い合わせ
行政マネジメント部 契約課 電話 06-6489-6236

本市では、新型コロナウイルス感染症対策を機に窓口の混雑緩和策を行っており、本申請における、本市内に事業所等を有する事業者の、市税の滞納の有無の確認方法につきましても、原則来庁が不要な「同意書方式」を導入していますので、ぜひ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

税務管理課使用欄					担当確認欄
未納	未納税目（未納がある場合）				
あり	☐ 個人市民税	☐ 償却資産税	☐ 市県民税特別徴収		
	☐ 法人市民税	☐ 軽自動車税	☐ その他		
なし	☐ 固定資産税	☐ 事業所税			

共-1

委任状

手書きでご記入ください

令和 年 月 日

尼崎市市長 あて
尼崎市公営企業管理者 あて

受任者

受任者の印鑑は、
必要ありません。
受任者が使用する印鑑は、
業者カード2の使用印鑑欄に
押印してください。

所在地	[No19]	住所（受任者を置く場合は受任先住所）
商号又は名称	[No9]	商号又は名称
支店・営業所名	[No16]	支店・営業所名（受任者を置く場合の支店・営業所名）
受任者役職名	[No17]	代表者役職名（受任者を置く場合は受任者職名）
受任者氏名	[No18]	代表者氏名（受任者を置く場合は受任者氏名） 押印不要
電話番号	[No21]	電話番号（受任者を置く場合は受任先電話番号）
FAX番号	[No22]	FAX番号（受任者を置く場合は受任先FAX番号）

上記の者を代理人と定め、令和8・9年度における次に掲げる行為の一切の権限を委任する。

- 1 見積又は入札すること。
- 2 契約を締結すること。
- 3 復代理人を選任すること。

委任者

所在地	[No7]	本社の所在地
商号又は名称	[No9]	商号又は名称
代表者役職名	[No11]	代表者役職名
代表者氏名	[No12]	代表者氏名



実印

(注) 委任者は、競争入札参加資格審査申請書の代表者職氏名と同一のものであること。